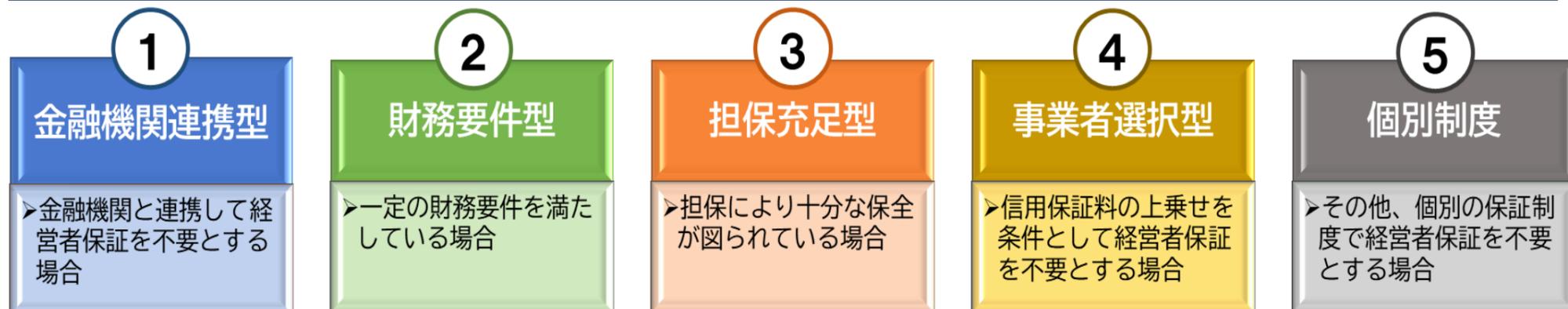


経営者保証を不要とする取扱いのご案内

経営者保証を不要とする5つのパターン



① 金融機関連携型

(信用保証料 上乗せなし)

【要件】

次の(1)～(6)をすべて満たす法人

- (1)直近の決算期において債務超過でない。
- (2)直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
- (3)経営者保証を不要とし、かつ保全会がないプロパー融資残高がある(もしくは保証付融資と同時に借入を行う。)
- (4)法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている。
- (5)法人と経営者との間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
- (6)適時適切に財務情報等が提供されている。

【対象制度】

すべての保証制度

【添付書類】

「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書

② 財務要件型

(信用保証料 上乗せなし)

【要件】

直近決算において、次の基準ア～ウのうちいずれかに該当する中小企業者

(1 を満たし、次の2又は3のいずれか、及び4又は5のいずれかに該当する法人)

	項目	基準 ア	基準 イ	基準 ウ
1	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
3	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
4	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
5	インタレスト・ガバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

【対象制度】

①財務要件型無保証人保証制度 / ②財務要件型無保証人・当座貸越根保証制度(愛称:あんてい200M)

【添付書類】

①「財務要件型無保証人保証制度」資格要件確認書 / ②「あんてい200M」資格要件確認書

③ 担保充足型

(信用保証料 上乗せなし)

【要件】

申込企業又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全会が図られている。

※当協会の担保評価より、100%以上の保全会が図られていることが必要です。

※担保提供者が申込人以外の場合は、物上保証人になっていただく必要があります。

【対象制度】

すべての保証制度(無担保要件の保証制度を除く)

【添付書類】

担保評価に必要な書類

④事業者選択型(横断的制度)

(信用保証料 上乗せあり)

【要件】

次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)

- (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3)次のいずれかを満たすこと
 - ①直前決算において債務超過でない(※2)
 - ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)
- (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること。

【対象制度】

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

対象となる信用保険		
無担保保険	公害防止保険	エネルギー対策保険
海外投資関係保険	新事業開拓保険	事業再生保険

【保証料率】

	適用される保証料率
・要件(3)①及び②のいずれも満たす場合	所定の保証料率に 0.25%上乗せ
・要件(3)①又は②のいずれも一方を満たす場合	所定の保証料率に 0.45%上乗せ
・法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合	
・設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合	

【添付書類】

事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書

⑤個別制度

【経営者保証を不要とする保証制度】

信用保証料 上乗せなし
プロパー融資借換特別保証制度 (注1)
流動資産担保融資保証(ABL保証)
中小企業特定社債保証制度
SDGs社債保証
事業承継特別保証制度
経営承継準備関連保証
経営承継借換関連保証
山梨県制度融資「事業承継支援融資」(注4)
特例経営力向上関連保証
特例地域経済牽引事業関連保証
自治体制度(小口資金)(注5)

信用保証料 上乗せあり
事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度(国補助制度) (注2)
スタートアップ創出促進保証制度(SSS保証)
山梨県制度融資「起業家支援融資(SSS保証)」
事業再生計画実施関連保証制度(感染症型)であって 経営者保証免除対応を適用する場合 (注3)

注1、注2 … 取扱期間(令和9年3月31日まで)

注3 … 取扱期間(令和6年12月31日まで)

注4 … 事業承継特別保証制度、経営承継準備関連特例、経営承継借換関連特例のいずれかの特例等を利用した場合

注5 … 制度内容は、各自治体のホームページ等をご確認ください。



その他

上記の他、個別の事案において、経営者保証を不要として取扱うことが適切かつ合理的であると認められる場合には、経営者保証を不要とすることが可能となりますので、事前にご相談ください。

※経営者保証を不要とする取扱いに該当する場合も、申込書類には「個人情報の取扱いおよび提供に関する同意書」が必要です。

